

平成22年度

京都府予算に対する要望書

平成21年11月

NEW KOMEITO

公明党

公明党京都府議会議員団



公明党京都府議会議員団



国本 友利

山口 勝

村井 弘

諸岡 美津

角替 豊

林 正樹

京都府知事

山田啓二様

平成22年度京都府予算編成に対する要望書

地域主権と安心の先進地、京都の構築を！

歴史的ともいえる衆議院総選挙の結果、国においては民主党を中心とした連立政権が誕生した。今後、政治・行政には新たな視点に立った改革が志向されるが、その方向には期待と先行き不透明な不安が混然一体となった状況が感じられるところである。中でも、総選挙の争点の一つとなった地方分権の一層の推進は、新政権が真にこの国の在り方をどうしていくのかが問われる重要な課題である。また、受け手の地方も国からの財源や権限の移譲を求めるのみならず、移譲に伴う、地域主権の確立に向けて、これまで以上に行政の透明性の確保、説明責任の向上に努めなければならない。

真に地方分権を進め地域のことは地域が決め、限られた財源のもと、住民の福祉の向上と地域の活性化に向けた取り組みに、行政、また、府民の代表たるべき議会も一層心血を注がなければならない。わが公明党も、これまで地方分権について多くの提案・提言を積み重ねてきたが、地域の諸課題を的確に捉え、経済の不安、雇用の不安、災害への対応など、京都府民の不安を安心に転換しゆくことこそが、今、求められる最重要な観点である。

京都府においては、行財政改革プラン、地方分権改革、広域行政の検討など地域主権に向けた取り組みを展開されているが、一層の取り組み強化が求められている。明年4月には京都府知事選挙が施行されるため、当初予算は骨格的予算となるが、京都府のさらなる発展のため、安心安全な京都構築のため、平成22年度の予算編成に着手すべきである。よって、私ども議員団は、地域主権の確立と安心の先進地京都の構築を目指す観点から、次の予算要望を提示するものである。

山田知事におかれては、この予算要望を真摯に受け止め、予算編成に当られることを強く要望する。

平成21年11月

公明党京都府議会議員団

団長 角替 豊

代表幹事 山口 勝

村井 弘

諸岡 美津

国本 友利

林 正樹

平成22年度予算書要望書提出について

平成22年度京都府予算に関する山田京都府知事に対する

公明党京都府議会議員団の予算要望書提出要綱

提出日：11月20日(金) 11:45～

提出場所：知事室

要望者：公明党京都府議会議員団

団長 角替 豊
代表幹事 山口 勝
村井 弘
諸岡 美津
国本 友利
林 正樹

重点要望項目・・・・・・・・ 9項目

要望項目・・・・・・・・ 117項目（新規33項目）

重点要望 9項目

1. 新型インフルエンザ対策

- ・新型インフルエンザ対策については、ワクチン接種及び診療体制を充実・強化するとともに、府民への適切な情報提供を図ること。あわせて、強毒性インフルエンザ対策を推進すること。

2. 安心子どもの保育対策

- ・待機児童の解消、一時・延長・夜間・休日・ゼロ歳児・病児・病後児保育等、24時間いつでも安心して預けられる保育対策の充実を図ること。

3. 温室効果ガス削減・環境対策

- ・温室効果ガス削減にむけ、太陽光パネルの設置、エコカー、エコ家電の普及をさらに図ること。また、温室効果ガスの吸収源となる森林整備をより一層促進するとともに、府民にさらなる環境問題への意識啓発を図ること。

4. 地域活性化 地方分権の推進

- ・地方分権の推進に当たっては、国との積極的な協議を図るとともに、府内市町村との連携を一層深め、地域住民の生活福祉の向上と地域の活性化に資する施策を展開すること。

5. 中小・小規模企業の経営支援

- ・経済不況が長期化する中、非常に厳しい経営状況にある、中小・小規模企業に対する経営相談・融資相談・販路開拓・再生支援などの経営課題をワンストップで解決するため、長期的短期的視点できめ細かな支援を強化すること。

6. 雇用対策

- ・産学公によるオール京都の力で雇用を拡大すること。また、非正規雇用労働者の正規雇用への移行支援を拡充すること。あわせて、青年層・女性・社会的弱者の就労を支援すること。

7. 子どもの医療施策充実

- ・子どもが安心して医療を受けられるように、乳幼児医療費助成制度及び歯科医療費助成制度を充実すること。

8. 医療介護制度の改善

- ・より良い医療介護制度の整備・拡充を国に要望するとともに、安心な医療介護体制充実のため、従事者の待遇改善、マンパワーの確保に努め、高齢者がいきいきと暮らせる地域社会の構築を支援すること。

9. ユニバーサル社会の実現

- ・障がい者を取り巻く厳しい環境を改善するため、授産施設での工賃引き上げを図るなど雇用支援を充実すること。また、障がい者や高齢者など、全ての人が共生していくためのユニバーサル社会の実現に尽力すること。

要望項目

行財政改革・地方分権

1. 関西広域連合に関しては、府民にとって効率的かつ効果的な事務事業を選択するとともに、議会及び府民に対して適切に情報を提供すること。
2. 厳しい財政環境の中で、自主財源の確保を図るなど、間断なき行財政改革を断行し、京都府の発展を期すること。
3. 国・地方の税源配分を当面の目標として5:5にすることを目指し、地方税源の拡充を図るよう国に要望すること。
4. ポスト新府総「明日の京都」の策定にあたっては、21世紀の京都府づくりの観点から、長期的、中期的、今日的課題を的確に捉え、京都府らしい計画を策定すること。
5. 仮称「自治基本条例」の策定については、京都府行政が府民本位の施策を執行するため、意思形成過程の透明性の確保、説明責任の徹底、法令遵守などを基本的な考え方とし、京都府行政の発展に資する内容とすること。
6. 行財政改革の一環として、行政運営に民間手法を導入し、徹底したコスト削減を実施するため、ESCO(Energy Service Company)事業の導入を図ること。
7. 府が設置し、管理及び管理委託する府施設については、その設置目的と利活用状況等を踏まえ、周辺施設との調整も考慮しながら、将来的な整理合理化も含め、施設ごとの戦略的なビジョンを策定すること。
8. 審議会・検討会等の設置・運営については、委員兼務数や年齢等の制限基準を設けるとともに、不活発なものについては整理合理化するなど、適宜見直しを図ること。
9. 公共工事に係る入札については、事業効果及び府内企業の育成などで波及効果がでるよう、総合評価制度の適切な運用に努めること。
10. 「窓口対応評価制度」を設け、親切・迅速・的確な対応を実現すること。
11. 京都府職員の一般職採用における、いわゆる「国籍条項」については実質的撤廃を早期に実現すること。

産業・雇用

1. 制度融資の効果的な執行にあたっては、制度の周知徹底を図るとともに、相談者に対して親切・丁寧な対応を行い、迅速な手続きを行うこと。
2. 京都府の伝統・地場産業の振興のため観光・流通産業などと連携し、PRの強化を行い、販路の拡大に取り組むこと。また、担い手確保、後継者育成を一層強化すること。
3. 府内中小企業の新たな振興を目指し、伝統産業と先端産業の融合や異業種交流を強化するため、中小企業技術センターの機能充実を図り、新商品開発に結び付けること。
4. 伝統産業の振興に大きく寄与する道具職人等の保護と育成のため、支援策を講じること。
5. 産学公の連携や、外国との交流事業をさらに発展させ、観光や産業など幅広い波及効果をもたらすコンテンツ産業の振興を図ること。
6. 中小・小規模企業の経営向上を図るため、商工会・商工会議所及び各中小企業団体の安定的運営と組織機能強化を支援するとともに、経営指導員の資質向上と待遇改善を推進すること。
7. 府域観光の振興については、広域の視点も含め、新たな観光資源の開発を進めるとともに、推奨観光コースのプロモーションと商品化、訪日教育旅行の推進、観光関連施設の整備など、関係団体と連携を図ること。
8. 深刻な景気・経済情勢に対し、実効性のある対策を国に求めること。あわせて、京都府として積極的に仕事づくりを進める中で、雇用拡大策を講じるとともに雇用のセーフティーネットを構築すること。
9. 依然として厳しい雇用環境に対処するため、職業能力開発の支援策を拡充し、青年層や女性、社会的弱者の就労を確保するとともに正規雇用への転換を推進すること。
10. 府内企業・事業所の高齢者雇用対策を充実するため、定年年齢の延長や再雇用制度の拡大など一層努めるよう働きかけること。また、高い能力と経験豊富な団塊世代の人材が活躍できる「シニアベンチャークラブ」を設置するなどして起業を応援すること。
11. 障がい者法定雇用率の早期達成を目指し、強力な取り組みを進めること。
12. 『育児休業制度』及び『介護休業制度』の普及・拡大のため、京都府内企業への指導、啓発活動を強化すること。
13. 北部地域の産業振興のため、舞鶴港の立地や金属加工などの技術集積の基盤を生かし、物流産業やものづくり系の企業誘致を積極的に進めること。
14. 中丹地域の産業振興のため、「京都新光悦村」事業の推進により、企業誘致を積極的に進めること。
15. 南部地域の産業振興のため、関西学術研究都市の用途見直しなどを国と協議し、企業誘致を積極的に進めること。

保健・福祉・医療

1. 医療に対する府民の信頼を回復するため、増加する傾向にある医療過誤や医療事故の原因究明と再発防止策を講じるとともに、京都府医療相談コーナーの体制の充実に努め、一層の府民啓発を行なうこと。
2. がん対策基本法に基づく、京都府がん対策推進計画の中間経過を精査し、改善・見直しも含め、適正ながん対策を講じること。
 - ① 京都府がん診療連携拠点病院・地域がん診療連携拠点病院・がん診療連携協力病院の機能と連携を強化し、がん治療の地域格差を是正すること。
 - ② がん検診受診率向上のため、国に対して無料クーポン券等の財政措置を求めるとともに、京都府と各市町村が連携した施策を講じること。
 - ③ がん患者の不安を解消するため、がん診療連携拠点病院をはじめとする各病院における相談支援センターの相談業務の拡充とともに、がん患者サロン等の府民によるボランティアに対する支援体制を確立すること。
 - ④ がん対策推進協議会において、がん患者・家族・遺族の声を反映させるとともに、京都府におけるがん対策推進協議会の活発化、透明化を図り、府民に対しがん対策の積極的な情報発信を行うこと。
3. **女性特有の子宮頸がん、乳がん検診の受診率の向上を図るため、無料クーポン券、検診手帳などの事業継続を国に求めるとともに、検診体制の充実、強化を図ること。**
4. 府立の医療機関において、「がん以外の疾病」にあっても、患者本位の医療推進のため、セカンドオピニオンの一層の充実を図ること。
5. 周産期の救急医療については、産科医を確保し、受け入れ態勢の強化を図るよう、国と連携して万全の体制を構築すること。あわせて、周産期医療情報システム運用に係る専用専門コーディネーターを配置するとともに、二次、三次病院のNICU及びMFICU増床を支援すること。
6. **増加傾向にある不妊治療の保険適用の実施を国に強く働きかけるとともに、京都府と各市町村が連携を図り、公費助成を更に拡充すること。**
7. HIV感染防止のため、予防対策の推進及び検査体制の拡充を図るとともに、青年層の性感染症防止対策を強力に推進すること。
8. 難病指定の条件を満たしている特定疾患を、難病指定にするよう国に働きかけるとともに、京都府独自でも年齢制限の撤廃など救済措置の拡充を図ること。あわせて国の難病対策を後退させないよう強く要望すること。
9. シックハウス症候群をはじめとするアレルギー症対策を推進するとともに、化学物質過敏症などの専門的な診断・治療が行えるクリーンルームの整備を図ること。
10. 府民の健康維持・増進にとって欠かすことのできない歯の健康に対して、8020運動を効果的に推進するとともに、8005という厳しい現状を脱却するための抜本的な対策を講ずること。
 - ① 歯科保健事業を飛躍的に推進するため、「歯科保健計画」を策定すること。
 - ② 各年齢層に応じた歯の健康教室、健康相談・指導など、市町村や関係機関と連携し、きめ細やかな啓発活動を推進すること。

11. 母子の健康に影響を与える歯周病を予防するため、妊婦の歯科検診に財政支援すること。
12. 10代の心と体の変調に適切に対応する、思春期外来の設置拡大の推進を図ること。
13. 女性専用外来の整備促進のため、女性医師・医療従事者の育成・確保を含む支援策の拡充を図ること。
14. 自殺対策の強化を図るため、相談体制の充実、自殺防止の啓発活動、うつ病対策を推進すること。
15. 視覚障がい者支援のため、「音声コード」と「活字文書読み上げ装置」の導入、普及、促進を図ること。
16. 薬物乱用を防止するため、教育機関における予防教育、地域社会における啓発活動を拡充するとともに、薬物依存者への治療・支援体制を強化すること。
17. 介護保険制度の推進にあたり、京都府の支援策の拡充に万全を期すこと。
 - ① 市町村が行う低所得者の介護保険料、自己負担の減免措置については、支援策を継続すること。
 - ② 高齢者の介護保険料については、所得段階別保険料を見直し、きめ細やかな設定ができる仕組みになるよう国に求めること。
 - ③ 介護従事者が安心して継続的に働けるよう、賃金の引き上げやキャリアアップ支援などの処遇改善を国に求めるとともに府の支援策を強化すること。
18. 家庭支援総合センター（仮称）の開設にあたり、児童相談所・学校・保健所等、関係機関との密接な連絡体制の強化を図り、児童虐待・DV・家庭内暴力など家庭が抱える諸問題に対して総合的な対応が出来るよう、体制整備を図ること。
19. 高齢者虐待防止のために、成年後見制度、地域福祉権利養護事業を推進し、市町村及び関係機関への支援を行うこと。また、高齢者虐待防止ネットワークの構築を一層推進すること。
20. 内部障がい者をあらわすハート・プラスマークの啓発を行い、「見えない障がい」を持つ人への理解を深めるとともに、公共交通機関や京都府関連施設の駐車場等での普及促進を図ること。
21. 新型インフルエンザ対策において問題となっている「ハイリスク患者への対応」の観点からも、在宅透析の普及を推進すること。
22. 小児細菌性髄膜炎については、
 - ① 予防に有効なヒブワクチンの定期接種化、肺炎球菌ワクチンの早期薬事法承認、ワクチンの安定供給体制の確保を国に求めること。
 - ② 府においては、ヒブワクチンの公費助成、小児細菌性髄膜炎の正しい理解や認識のための啓発に努めること。
23. 健康増進法にもとづく受動喫煙の予防対策等に関し、条例制定等も含め積極的に推進すること。

安心・安全

1. 災害時における事業継続を定める事業継続計画(BCP)に関し、中小企業における策定が進むよう、関係団体とも連携を図りながら、その推進に取り組むこと。
2. 大地震対策の強化・充実を図ること。
 - ① 要援護者リストの登録推進を図り、高齢者、障がいのある方、子どもの災害時における避難対策の強化を講じること。
 - ② 地域防災計画の着実な推進とともに、各市町村と連携を図り、住宅耐震化制度をより一層の拡充し、ハード・ソフト両面で地震災害に強いまちづくりに努めること。
3. 安心で安全な、そして災害に強い京都府づくりのために、地域防災計画の推進を図り、「広域防災拠点」(当面北部、中部、南部)の設置等、積極的に取り組むこと。
4. 大規模災害や重大事案の発生に際して、被災者の安心・安全を確保するため、各避難所において、飲用水・食糧・その他の資材の備蓄を行うとともに、その充実を図ること。
5. 振り込め詐欺や金融商品など悪質な商品販売の被害防止のため、府民啓発や相談体制を強化するとともに、摘発検挙に努めること。
6. ひったくり・恐喝等少年犯罪の凶悪化・集団化に対し、徹底検挙を目指し、体制の強化を図ること。
7. 警察と地域との連携の下に、犯罪や事故の死角となる区域や危険箇所の総点検などを速やかに実施し、その改善を図ること。
8. 交番所の統合施策は、パトカーなどの機動的な出動や警邏活動の強化が重要な観点であることから、府警察本部・警察署の連携で、その体制整備を急ぎ進めること。
9. 自転車利用の安全をはかるため、携帯電話の利用や傘差しなどによる自転車事故を抑制する、安全運転教育の充実に取り組むこと。
10. 市町村が行う消防団員の要員確保を支援するため、待遇改善に努めるとともに、地域・職域消防隊の創設など、効果的な支援策を講じること。あわせて、自主防災組織の充実強化を図ること。また、消防団員の国籍条項については、実情を踏まえ撤廃を図ること。
11. 原子力発電所の耐震強化など、安全体制・防災対策の一層の充実と連絡体制の強化を図ること。あわせて、プルサーマル計画の実施については安全性・経済性などの観点から慎重な姿勢を堅持し、自主的・主体的な対応を進め、京都府民の安心安全を確保するために万全を尽くすこと。
12. 食の安心安全を確立するため、食品検査体制、監視・指導体制、相談体制等、総合的な食の安心安全対策を講じること。また、「食の安心安全政策監」を設置するなど、全庁的な対応体制の強化を図ること。
13. 全国的に相次ぐ海難事故については、府内海域における事故防止のため、航行関係者に安全対策、無事故操業の実施のための啓発活動を行うこと。

教育・文化

1. 長引く経済不況にあって、高等学校等における教育費の負担軽減を図るなど、適切な就学援助を行うこと。
2. 私学助成にあっては、適正な助成に努め、保護者負担の軽減と有効な助成配分を行うこと。
3. 民族学校等の在日外国人学校に対する助成措置の充実に一層努めるとともに、施設の耐震化においても、その支援を図ること。
4. 定時制・通信制の再編整備については多様な教育の観点から、そのニーズを的確に捉え、時代に即したものとなるよう努めること。
5. 教職員の資質向上を図るため、養成から採用、研修に至る総合的で一貫性のある取り組みを一層推進すること。
6. 「文字・活字文化振興法」にもとづき、図書館の整備及び図書館司書または司書教諭の配置を促進すること。
7. インターネット等を通じた犯罪やいじめを抑止するために、情報モラル教育の推進や家庭での啓発活動、フィルタリングの普及に努めること。
8. 「いじめ」や「不登校」問題について
 - ① カウンセリング事業の一層の拡充を図り、子ども達の視点に立った学校づくりを推進するとともに、保護者・地域・関係団体との連携のもと、重層的な取り組みを推進すること。
 - ② いじめなど教育現場における諸問題に対処できる態勢を整えるために、まず教員が生徒に向き合い関わるができる時間の確保に努めること。
 - ③ 保護者・地域とともに教育を推進する態勢を確立するために、学校運営協議会を全学校に設置するよう努めること。
 - ④ いじめ被害者からの救援要請に、被害者と同世代の仲間集団(ピア・グループ)が支援にあたる「(仮称)京都版ピア・サポート」をモデル実施すること。
 - ⑤ 子どもを加害者にさせない取り組みを着実にを行う、「いじめ防止プログラム(ピース・メソッド)」の導入を図ること。
9. 子どもの健康増進と体力向上のため、栄養教諭の配置を拡充し、「食育」の充実を図ること。また、学校給食における地産地消を推進すること。
10. 特別支援教育の核となる、特別支援教育コーディネーターを全校に配置するなど、充実した人員配置を行うこと。LD、ADHDをはじめ自閉症など、発達障がいのある児童生徒にきめ細やかな支援体制を整備すること。
11. 文化・芸術に係る鑑賞機会を拡大するため、公演の充実を図るとともに、その活動や人材育成への支援を拡充すること。
12. 平成23年開催の国民文化祭については、京都の特色を生かした内容にするとともに、府民の広範な参画が得られるよう取り組むこと。

環境

1. 京都議定書約束期間(2008年～2012年)の目標を確実に達成するため、オール京都として、温室効果ガス削減に取り組むとともに、具体的な環境施策を講じること。
2. 太陽光発電、次世代自動車、燃料電池等、環境・エネルギー技術について、京都の誇る先端技術を活かし、産学公が連携し、研究開発を促進すること。
3. 京都府の自然を考慮し、風力・波力・太陽光・小型水力・バイオマス等をはじめ、あらゆる自然エネルギーの利用の可能性を追求するとともに、数値目標を設定するなど、研究・開発に積極的に関わり、実用化を図ること。
4. 太陽光発電においては、国及び市町村の助成策との整合性を図り、補助金、低利融資、利子補填など各種助成を拡充し、普及拡大に取り組むこと。
5. 電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド車(PHV)の導入を図り、運輸部門の温室効果ガスの大幅な削減を図るとともに、京都の特性を活かした先駆的なEV・PHVタウンを構築すること。
6. 「グリーン家電エコポイント事業」の効果を踏まえ、国に対し引き続き事業の継続を求めること。
7. 「京都エコポイントモデル事業」については、府民に対しわかりやすく、利用しやすい制度への改善を図ること。
8. 環境整備に重点をおいたスクール・ニューディール政策の推進を、国に積極的に求めるとともに、京都府としても、
 - ① 府立学校・府立施設の環境に対する整備を推進するとともに、太陽光パネル設置をはじめとしたエコ改修に努めること。
 - ② 環境教育・環境啓発を促進するため、府立施設等において、ビオトープ、グリーンカーテンなどの積極的な導入支援を推進すること。
 - ③ 学校での環境教育を支援するとともに、その成果を発表する場を設け、環境問題に対して、積極的な意識啓発を行うこと。
9. 地球・人にやさしい新たなライフスタイルを確立するため、グリーン購入、地域における環境市民講座、エコクッキングなどを推進すること。
10. 京都らしいクールビズ、ウォームビズの発信を行い、産業分野での新しい開発を促進すること。
11. 都市部の緑を増やす数値目標を設定し、街路樹、公園植樹、ビルの屋上・壁面の緑化など都市緑化事業、ヒートアイランド対策を充実すること。
12. ISO14001やKESの認証取得など、企業の環境マネジメントシステムの導入を促進すること。
13. 緑の公共事業等により、森林整備を積極的に推進するとともに、ウッドマイルージCO2認証制度の普及や京都モデルフォレスト運動の促進を図ること。

平和・人権・女性

1. 「平安京の地・文化と学問の都」である京都にふさわしい「京都学」の振興を図るとともに、「核兵器廃絶・平和創造」の積極的施策を発信する京都府政を確立すること。
2. 「21世紀人権の世紀」の英知の殿堂たる世界人権問題研究センターの充実を図るため、移転も含めた施設整備を推進すること。
3. 性的マイノリティーの人々への偏見・差別を無くし、理解を深める啓発活動を行うとともに、人権相談体制を強化すること。
4. 児童ポルノについては、児童の人権を守るため、取り締まりを徹底し、京都府独自の単独所持の罰則を盛り込んだ条例を策定すること。あわせて、国へ法改正を求めること。
5. ワークライフバランス社会の実現のために、企業や働く者の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護等の社会的基盤づくりを積極的に実施すること。
6. 国の留学生受入30万人計画にもとづき、留学生の受け入れ環境整備を図るため、住宅確保や生活相談体制の整備、就労支援等について取り組むこと。
7. (財)京都府国際センターが、本府の国際化推進に一層役割を果たすため、同センターを軸に、国際協力や文化交流活動を推進するとともに、外国籍府民の相談体制の拡充や支援策の充実を期すること。

まちづくり

1. 広域道路網整備及び主要地方道、一般府道の改良整備などの道路整備事業は府民要望の最も強いものであり、工事着工区間の早期供用開始とともに、計画区間の早期事業化を図ること。
 - ※雪寒地域道路事業の促進。
 - ※市街地主要地方道、生活道路の部分拡幅(交差点右左折車線確保)
 - ※歩道整備の促進及び道路標識の改良・整備の促進。
 - ① 電線の地中化を計画的に促進すること。
2. 道路の維持改修にあたっては、地球温暖化対策・地域環境を考慮し、保水性、透水性、騒音対策などに適した多様な舗装にすること。
3. 高齢者や障がい者、乳幼児の安全な移動ニーズに対応するため、また、過疎地域の生活に関わる交通手段を確保するため、コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド型交通、過疎地有償運送など、新たな生活交通システムの導入・実施を促進すること。
4. JR奈良線の完全複線化に早期に取り組むこと。
5. 交通混雑の解消や街づくりの計画的推進を図るため、鉄道網の整備促進とともに、踏切の立体化などの整備を促進すること。
 - ① 近鉄線京都市域内、小倉駅、伊勢田駅、久津川駅周辺の早期事業化。
 - ② 阪急京都線乙訓地域の立体交差化などの早期事業化。
6. 井川・古川の洪水対策を早急に進めること。
7. 淀川水系の総合的な洪水対策を強化すること。
8. 近年、多発しているゲリラ豪雨、台風等に備え、京都府として河川整備をはじめハード・ソフト両面において各市町村と緊密な連携を図り、風水害対策を講じること。
9. 環日本海時代に対応した施策として、舞鶴港整備事業の促進や対岸貿易の拠点にふさわしい基盤・施設整備を促進すること。また、北近畿の観光資源の開発や地域活性化に結びつく魅力ある振興策を推進すること。
10. 住宅施策の拡充に努めること。
 - ① 府営住宅のケア住宅化を進め、高齢者及び障がい者のためにバリアフリー化を実施すること。
 - ② 既設府営住宅の改修においては、スーパーリフォームやトータルリモデル事業などを計画的に推進し、さらに階段室型住宅のエレベーター設置など、質的充実を図るとともに、引き続き府営住宅地内に駐車場の整備を進めること。
 - ③ 家賃減額措置等を拡充し、子育て世帯、年金生活者の安定居住に向けた支援策を強化できるよう国に求めること。
 - ④ 府営住宅の照明などの環境整備にあたっては、太陽光パネルやLEDなどを使用し地球温暖化防止につながるものとする。

11. 府が実施した分譲マンションの実態調査の結果を踏まえ、分譲マンション問題に関する相談体制の強化や情報提供・交換のための窓口を設置すること。また、マンション管理士の有効利用を図ること。
12. 関連企業と連携を図り、府内の地上デジタル放送、携帯電話、光ファイバーなど、難視聴地域・不感地域の解消対策に取り組むこと。

農林水産振興

1. 農林水産業支援として、新たな担い手確保と人材育成のため、参入希望者に対する就業相談や研修支援を強化するとともに、農商工連携による農業ビジネスに取り組む担い手の育成を図ること。
2. 都市と農村の交流を推進するため、グリーン・ツーリズムやセカンドスクールを拡充し、交流拠点の整備を図ること。
3. ますます深刻化する野生鳥獣被害対策については、防護ネットの整備などハード対策とともに、野生鳥獣のえさ場・隠れ場・棲家とならない集落づくりなどソフト対策を強化すること。あわせて、鹿肉・猪肉の有効活用や地域の特産品化などに取り組むこと。
4. 社会的・地理的に不利な条件にある、中山間地域における農林業の活性化と振興策の充実のために財政支援を図るとともに、耕作放棄地の再生及び有効活用に取り組むこと。あわせて、体験・滞在型の「環境公園」など、具体的な施策の展開により、新たな地域づくりを推進すること。
5. 自然環境に配慮した減農薬・減化学肥料の栽培や、効率的な低コスト農業の実現と定着を目指し、環境保全型農業に関する研究の促進と普及・啓発に努めること。
6. ブランド京野菜等や宇治茶、京都肉等、京の特産品の生産振興策を一層強化するとともに、京都らしい水田農業の確立に向け円滑な推進を図ること。
7. 自然に配慮した林道整備の促進、間伐材の有効活用など、府内産木材の一層の利用促進を図ること。
8. マツクイムシなど森林害虫被害対策においては、財政支援策を行うこと。
9. 漁業の経営安定のため、収入変動影響緩和制度など、セーフティネット策の活用を推進すること。
10. 魅力ある漁村・活力ある漁業づくりのため、「海業」の各種施策を推進し、京都府の漁村・漁業振興を図ること。
11. つくり育てる漁業を推進するため、栽培漁業の振興を図るとともに、あわせて内水面漁業の振興を図ること。